

（窓ガラス）

- 第195条** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）の窓ガラスに関し、保安基準第29条第1項の告示で定める基準に適合する安全ガラスは、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラスープラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。）（協定規則第43号の規則1. (i) 及び(ii)に係る窓ガラスを除く。次項及び第3項において「前面ガラス等」という。）とする。この場合において、保安基準第29条第1項ただし書の「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。
- 2 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km/h未満の自動車を除く。）の前面ガラス等のうち前面ガラスの強度等に関し、保安基準第29条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。
 - 二 容易に貫通されないものであること。
- 3 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラス等のうち前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
 - 二 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。
- 4 保安基準第29条第3項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。
- 一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
 - 二 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。
- 5 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置

二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、協定規則第159号に定める基準に適合する装置、ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラその他の道路、交通状況若しくは運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。

ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲にはり付けられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、 V_1 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲にはり付けられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、 V_1 点又は0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ハ 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車以外の自動車にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。

ただし、前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲にはり付けられた場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

- (2) 試験領域I及び試験領域IIを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲
- 三 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、次に掲げる要件に該当するもの
- イ 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。
- (1) 試験領域Aに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。
- (2) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。
- ロ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。
- (1) 試験領域Aに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。
- (2) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。
- (3) 試験領域Iに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。
- ハ 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Iに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。
- 四 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの
- イ 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車に備える場合にあつては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。
- (1) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Aに埋め込まれた場合にあつては機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5本/cm）以下であり、試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に埋め込まれた場合にあつては機器の幅が0.5mm（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm）以下であること。
- (2) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域B及び試験領域Cを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。
- ロ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車に備える場合にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる要件に適合するものであること。
- (1) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Aに埋め込まれたものにあつては、

ては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5本/cm）以下であること。

(2) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.5mm（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm）以下であること。

(3) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域Iに埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5本/cm）以下であること。

(4) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ハ 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の(1)及び(2)に掲げる要件に適合するものであること。

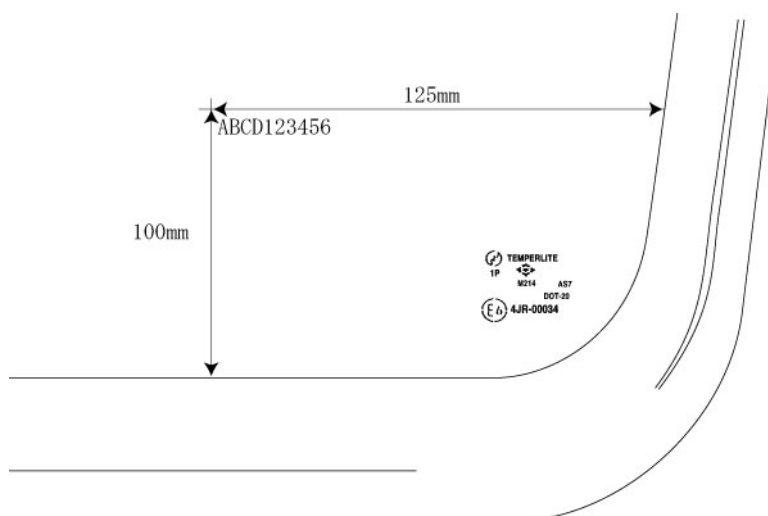
(1) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Iに埋め込まれた場合にあつては機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5本/cm）以下であること。

(2) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

五 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

六 装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるもの

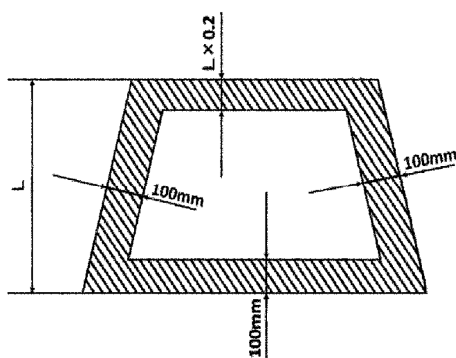
七 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの



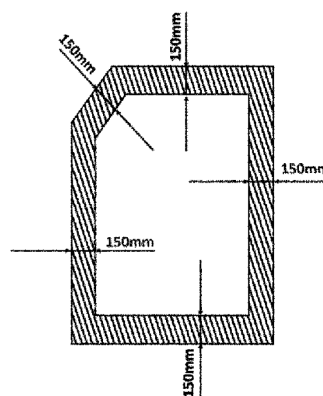
八 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けるワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ 前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100mm以内の範囲に貼り付けられたものであること。

ロ 側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150mm以内の範囲に貼り付けられたものであること。



【前面ガラスの例】



【側面ガラスの例】

九 法第75条の4第1項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの

6 前項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認す

るために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

- 一 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲
 - 二 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等より上方に設けられた窓ガラスの範囲
 - 三 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられた扉等の下部に設けられた窓ガラスの範囲
 - 四 前号に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられた扉の窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲
- 7 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第5項第6号の「透明である」とされるものとする。
- 一 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては、他の自動車、歩行者等
 - 二 前項第1号及び第2号にあつては、交通信号機
 - 三 前項第3号及び第4号にあつては、歩行者等
- 8 次に掲げる窓ガラスであつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、第1項から第3項まで及び第5項の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき窓ガラスについて型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス
- 9 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、第1項、第2項及び第3項の基準に適合するものとする。

窓ガラスの部位	付 され る 記 号	
		JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの
一 二以外の前面ガラス	L, GP	AS1, AS10(※), AS14

二 最高速度 25km/h を 超え 40km/h未満の自 動車の前面ガラ ス	L, L̇, Z, T, GP	AS1, AS2, AS10(※), AS14
三 側面ガラス(運 転者席より後方 の部分を除く。) のうち運転者が 交通状況を確認 するために必要 な視野の範囲に 係る部分	L, L̇, T, GP, RP	AS1, AS2, AS4, AS10(※), AS13, AS14, AS15
四 一、二及び三以 外の窓ガラス	L, L̇, T, GP, RP	AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS13, AS14, AS15, AS16

(※) 可視光線の透過率が70%以上のものに限る。